

<根拠法令>

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

（定義）

第5条（一略一）

2～14（一略一）

15 この法律において「就労定着支援」とは、就労に向けた支援として厚生労働省令で定めるものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

（指定の取消し等）

第50条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

二～四（一略一）

五 介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき。

六～七（一略一）

八 指定障害福祉サービス事業者が、不正の手段により第二十九条第一項の指定を受けたとき

九～一二（一略一）